

2021年5月27日

厚生労働大臣 田村憲久 様
新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣 河野太郎 様

在宅介護サービス従事者への新型コロナウイルスワクチン早期接種に関する要望書

全国地域包括ケアシステム連絡会
代表理事 村城 正

平素より、全国地域包括ケアシステム連絡会に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年に入り新型コロナウイルス感染者が全国で拡大し、4月25日には国が3回目の緊急事態宣言を発出し、5月11日にはさらに5月31日まで延長されることが発表されました。

新型コロナウイルス感染症が全国で蔓延する中で、在宅の高齢者をケアする介護従事者は、新型コロナウイルス感染者の自宅での療養を支え続けています。また、利用者の同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合や、利用者本人に感染を疑う症状がある場合であっても、在宅介護従事者は休みなく利用者のもとでサービスを提供し続けています。

この間、市町村では新型コロナウイルス感染症の拡大で、地域によって病床がひっ迫し、自宅療養を余儀なくされる事態が生じ、今後、在宅の高齢者や濃厚接触者が増加することで在宅サービス等が滞ることが懸念されるという理由から、入所系施設以外の介護従事者についても対象にできないか検討するための事前調査を実施する通知が行われていますが、在宅の利用者をケアする介護従事者の状況は、特別養護老人ホーム等で日常的に高齢者をケアする介護従事者と何ら変わるところはありません。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中では在宅介護サービス従事者の命を守るために、ワクチンの迅速な接種が大変重要です。市町村におきましては、こうした事前調査を省き、早急に在宅介護サービス従事者に接種をおこなうよう、国からの働きかけをお願いします。

また、厚生労働省が2021年3月18日時点で記された「高齢者施設等の従事者の範囲について②」では、「市町村が、必要に応じて都道府県に相談した上で、地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえ、感染が拡大した場合に、自宅療養中の高齢の患者等に対して介護サービス等や障害福祉サービス等の継続が必要となることが考えられると判断した場合」等は、「居宅サービス事業所等及び訪問サービス事業所等の従事者を高齢者施設等の従事者に含めて、優先接種の対象とすることが可能」との判断を示されていますが、在宅介護における感染防止は喫緊の課題です。こうした通知にとらわれることなく、在宅介護サービスを担う介護従事者が速やかにワクチン接種をおこなえるよう、市町村に対して強い働きかけを行っていただくとともに、在宅介護サービス従事者、ケアマネジャーが在宅の新型コロナウイルス感染者を介護した場合、当該従事者、ケアマネジャーがPCR検査陰性でワクチンを接種していれば、2週間の自宅待機を免除していただくよう要望いたします。

以上